令和2年度　鶴嶺東地区まちぢから協議会　主要事業の実績表

令和３年７月１日
第１回茅ヶ崎市地域
コミュニティ審議会
資料６

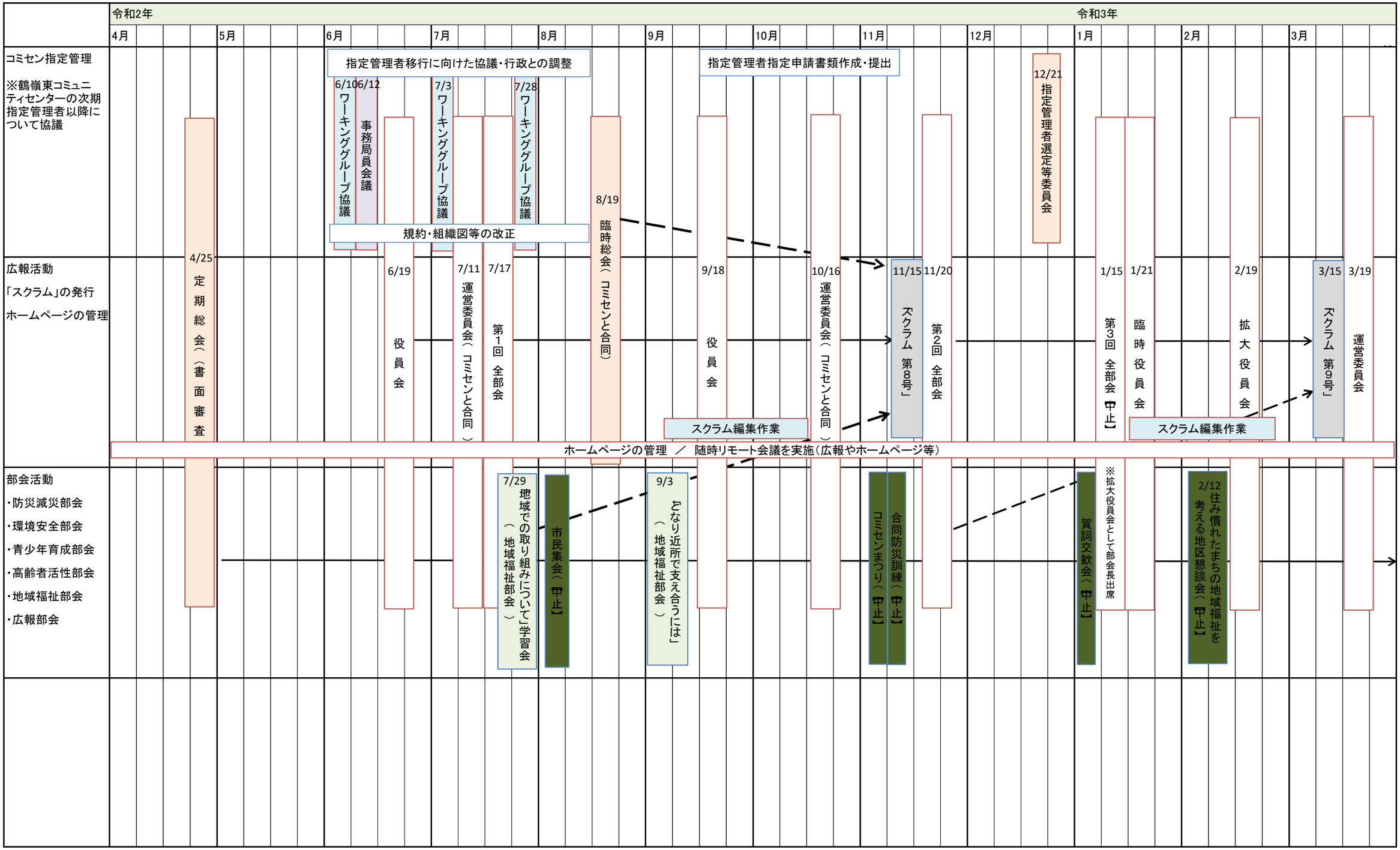

令和３年７月１日
第１回茅ヶ崎市地域コミュニティ審議会
資料６－２

認定コミュニティ活動状況資料

鶴嶺東地区まちぢから協議会

（１） 認定基準への適合に関する資料

認定基準確認表　１

規約等　２～７

委員名簿　８

（２）認定コミュニティの活動及び特定事業に関する資料

前年度の活動報告書及び収支決算書　９～１２

当該年度の活動計画書及び収支予算　１３～１６

【参考資料】

・スクラム第８号（令和２年１１月１日号）

・スクラム第９号（令和３年３月１５日号）

設立趣意書抜粋（地区の特性等）

（鶴嶺東地区の特長・現状）

茅ヶ崎市のほぼ中央部に位置し、約１１，７００世帯、約３０，０００人と非常に多くの方が暮らしている。東は小出県道から、西は小出川まで３．８ｋｍ、南は千の川から北は大山街道まで２．５ｋｍと広範囲な地区である。神社・寺もあり、農業が主体であった地域、集合住宅・出入りの少ない地域、比較的若年層が多い地域など、地区内においても状況が様々である。所在する学校等は、３小学校・２中学校・１高等学校・１養護学校・４幼稚園・３保育園と学園が多いことも特徴である。

また、自治会をはじめ、福祉、青少年育成など様々な分野で数多くの団体が活動しており、鶴嶺東コミュニティセンターが活動の拠点となっている。

（鶴嶺東地区で地域コミュニティの取り組みを進める理由）

それぞれの地域の違いを認識しつつ、今まで以上に地区の団体や住民が身近な問題について気軽に話し合い、顔の見える関係づくりや住民相互の連携を図り、「共助」の力を強くしていかなければならない。

また、従来、自治会が担ってきた地域におけるコーディネート機能をさらに強め、地域横断的な取り組みを進めることが重要となることから、地域と市とが密接に連携・協力し、多くの住民の情報を共有しながら、課題を発見し、その課題を解決していくため、新たな地域コミュニティの取り組みを図ることにした。

（鶴嶺東地区での地域コミュニティの取り組みを進める目的）

（１）地区全体で地域を考え、地域社会を活性化する。

様々な個人や団体が、自分たちの地域について話し合い、課題を共有し、課題を解決するために必要となる取り組みを、市と協働して行うことにより、地域社会を活性化させる。

（２）自助・共助・公助・近助のまちづくり

活力のある地域社会を持続可能なものにしていくため、地域の様々な個人や団体と市がそれぞれの責任の下で役割を担い、日常の課題を解決する環境づくりを進めることで、地域における支え合いのカタチを再構築し、共助の拡大につなげる。

（３）地域住民主体のまちづくり

地域の様々な事情を踏まえ、何を優先して実施すべきかという選択が行えるようになり地域課題に予算や設備を効率的に活用し、事業展開ができるようにする。

（４）地域住民の生きがいづくり、自己実現の場の創出

協議会での活動のきっかけとし、参加者が楽しみながら生きがいを得られるようにするとともに、まちづくりの新たな担い手となり得る潜在的な人材を発掘する。

認定審査基準確認表

鶴嶺東地区まちぢから協議会

審　査　基　準		基準への適合状況（申請時）	基準への適合状況（Ｒ３年度）
(1)	申請書に、主として活動する区域が記載されているか。	申請書に活動区域の記載あり。	
	申請団体の規約に、主として活動する区域が規定されているか。	規約第２条に市長が告示する鶴嶺東地区を協議会の活動区域とする旨規定あり。	・申請時と同様で変更無し。
	規約に規定された主として活動する区域が、市長の告示する区域と合致しているか。	市長が告示する区域である、審議会ファイル「別図５」と規約第２条における協議会の活動区域が合致。	・申請時と同様で変更無し。
(2)	申請団体の規約に、申請団体の構成員として、当該活動区域に有する、市長に届け出た全ての自治会（以下「全ての自治会」という。）が規定されているか。	規約第５条（１）に「鶴嶺東地区の単位自治会の代表者」が委員である旨記載あり。	・申請時と同様で変更無し。
	申請団体が作成した構成員の一覧を記載した書類により、全ての自治会が構成員であることが明確であるか。	市長に届け出た自治会は「地区別単位自治会の名称」のとおり９自治会あり、名簿に、「地区別単位自治会の名称」に記載されている全ての自治会名が記載されている。	・別紙名簿のとおりいくつかの自治会で会長の変更はあるものの、申請時と同様に全ての自治会が構成員となっている。
(3)	申請団体の規約に、申請団体の構成員として、茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例施行規則第３条第１項各号に規定された団体が規定されているか。	規約第５条（２）～（１５）に規定あり。（（３）、（９）～（１０）を除く。） ◆地域福祉の推進を主たる目的とするコミュニティ （２）鶴嶺東地区社会福祉協議会の代表 （４）鶴嶺東地区民生委員児童委員協議会の代表 ◆文化、芸術又はスポーツの振興を主たる目的とするコミュニティ （８）鶴嶺地区体育振興会の代表 ◆児童又は青少年の健全な育成を主たる目的とするコミュニティ （５）鶴嶺小学校区青少年育成推進協議会の代表 （６）円蔵小学校区青少年育成推進協議会の代表 （７）浜之郷小学校区青少年育成推進協議会の代表 （１１）地区子ども会の代表 （１２）鶴嶺小学校保護者と先生の会の代表 （１３）鶴嶺中学校保護者と教職員の会の代表 （１４）円童豆の会の代表 （１５）円蔵中学校保護者会の代表	・申請時と同様で変更無し。
	申請団体が作成した構成員の一覧を記載した書類により、前項の団体が構成員であることが明確であるか。	名簿に、「規約第５条（２）～（１５）（（３）、（９）～（１０）を除く。」に規定される団体名が記載されている。	・申請時と同様で変更無し。
(4)	申請団体の規約に、公募により選出される構成員について規定されているか。	規約第５条（１９）に規定あり。	・申請時と同様で変更無し。
(5)	申請団体の規約に、申請団体の活動又は事業に活動区域の誰もが参加できることが規定されているか。	規約第１０条、第１６条に部会の規定あり。	・申請時と同様で変更無し。 ※部会を設置し、誰もが気軽に参加できる協議の場づくりを進めている。
(6)	申請団体の規約に、運営が民主的に行われる仕組みが規定されているか。	規約第１０条第３項及び第４項に過半数の出席、多数決といった意思決定の方法が規定されている。	・申請時と同様で変更無し。
(7)	申請団体に関する、目的、名称、主として活動する区域、主たる事務所の所在地、代表者に関する事項、会議に関する事項が規定された規約があるか。	規約第１条に名称及び主たる事務所の所在地、第２条に主として活動する区域、第３条に目的、第９条に代表者に関する事項、第１０条に会議に関する事項が規定されている。	・申請時と同様で変更無し。
(8)	申請団体の規約に、営利的活動、宗教的活動、政治的活動を主たる目的とする事業が行われないことが読み取れるか。		・別紙事業報告書のとおり、規約第３条に規定された目的達成に関する事業のみを行っている。

鶴嶺東地区まちぢから協議会　規約

目次

第１条　名称及び所在地
第２条　区域
第３条　目的
第４条　事業
第５条　委員
第６条　準委員
第７条　役員
第８条　役員の任期
第９条　役員の任務
第１０条　会議
第１１条　総会
第１２条　総会の招集通知
第１３条　総会の議事録
第１４条　役員会
第１５条　運営委員会
第１６条　部会
第１７条　鶴嶺東コミュニティセンター及び子どもの家さんぽみちの管理運営
第１８条　事務局
第１９条　事業及び会計年度
第２０条　経費
第２１条　住民等からの意見等の取り扱い
第２２条　必要事項

（名称及び所在地）

第１条　本会は、鶴嶺東地区まちぢから協議会（以下「本会」という）と称し、その所在地を鶴嶺東コミュニティセンター（茅ヶ崎市西久保１８０番地）とする。

（区域）

第２条　本会の活動区域は、市長が告示する鶴嶺東地区（以下「鶴嶺東地区」という。）の区域とする。

（目的）

第３条　本会は、鶴嶺東地区の市民と市が協働して、地域の課題を共有し、協議を行い、効率的かつ総合的に解決を図っていくとともに、地域活動を活性化し、まちぢからを高めていくことを目的とする。

２　本会は、鶴嶺東コミュニティセンターの管理運営を行い、市民の学習、集会、レクリエーション並びに子どもの集う場を提供し、地域住民相互の連帯感と自治意識の高揚を図り、心の豊かさとふれあいのある地域社会を形成することを目的とする。

３　本会は、子どもの家さんぽみちの管理運営を行い、子どもたちにとって身近で気軽に訪れることができる安全・安心な遊び場を提供し、子どもたちの心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

（事業）

第４条　本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

⑴鶴嶺東地区の市民及び各種団体の参画促進、連携促進及び地域活動の活性化に関すること。

⑵共通課題の共有と課題解決に関すること。

⑶鶴嶺東コミュニティセンター及び子どもの家さんぽみちの管理運営に関すること。

⑷その他、前条の目的達成に必要な事項に関すること。

（委員）

第５条　本会の委員は、次に掲げる者とする。

⑴鶴嶺東地区の単位自治会の代表者

⑵鶴嶺東地区社会福祉協議会の代表

⑶鶴嶺東コミュニティセンター管理運営委員会の推薦者

⑷鶴嶺東地区民生委員児童委員協議会の代表

⑸鶴嶺小学校区青少年育成推進協議会の代表

⑹円蔵小学校区青少年育成推進協議会の代表

⑺浜之郷小学校区青少年育成推進協議会の代表

⑻鶴嶺地区体育振興会の代表

⑼地区老人会の代表

⑽地区婦人会の代表

⑾地区子ども会の代表

⑿鶴嶺小学校保護者と先生の会の代表

(13)鶴嶺中学校保護者と教職員の会の代表
(14)円童豆の会の代表
(15)円蔵中学校保護者会の代表
(16)防災に関する地域団体の代表
(17)環境に関する地域団体の代表
(18)本会が推薦する者
(19)公募により認められた者

２　委員の任期は２年とする。ただし、再任は妨げないとする。

３　委員の定数は４０名以内とする。

（準委員）

第６条　本会に準委員を置くことができる。

２　準委員の任期は２年とする。ただし、再任は妨げない。

３　欠員による補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（役員）

第７条　本会に次の役員を置く。

(1)会長　　１名
(2)副会長　　３名以内
(3)書記　　２名以内
(4)会計　　１名
(5)監事　　２名

２　前項の役員は、総会において委員の中から互選により選任する。

（役員の任期）

第８条　役員の任期は２年とし、再任を妨げない。ただし会長は２期までとする。

２　補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

（役員の任務）

第９条　役員の任務は、次のとおりとする。

(1)会長は本会を代表し、会務を総括する。
(2)副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
(3)書記は会議の記録及び本会の事務を行う。
(4)会計は本会の会計事務を処理する。
(5)監事は本会の会計状況を監査する。会計事務及び業務執行について不整の事実を発見し、総会に報告の必要があると認めるときは、臨時総会の開催を請求する。

（会議）

第１０条　本会の会議は、総会、役員会、運営委員会及び部会とする。

２　会議（部会を除く）は会長が招集し、議長となる。

３　会議（部会を除く）は、過半数の出席により成立する。ただし、総会及び運営委員会については委員のうち、委任状の提出があった者については、出席があったものとみなす。
４　会議（部会を除く）の議事は出席者の過半数によって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
５　会議には、各会議を構成する者以外の者に出席を求め、意見を聞くことができる。

（総会）
第１１条　総会は、委員をもって構成する。
２　総会は、定期総会及び臨時総会とする。
３　定期総会は年度当初に開催する。
４　臨時総会は会長が必要と認めたとき、総会を構成する者の３分の１以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき及び第９条第５号の規定により監事から請求があったときに開催できる。
５　総会では、次の議決事項を決定する。
(1)事業報告及び決算に関すること
(2)事業計画及び予算に関すること
(3)役員及び規約に関すること
(4)鶴嶺東コミュニティセンター及び子どもの家さんぽみちの事業報告及び決算に関すること
(5)鶴嶺東コミュニティセンター及び子どもの家さんぽみちの事業計画及び予算に関すること
(6)鶴嶺東コミュニティセンター管理運営委員会の役員及び規程に関すること
(7)その他会の重要事項に関すること

（総会の招集通知）
第１２条　総会を招集するときは、委員に対し、会議の目的、内容、日時及び場所を示して会議の１５日前までに通知しなければならない。

（総会の議事録）
第１３条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
(1)日時及び場所
(2)委員の現在数及び出席者数（委任状を提出した委員も含む。）
(3)開催目的、協議事項及び議決事項
(4)議事の経過の概要及びその結果
(5)議事録署名人の選任に関する事項
２　議事録には、議長及びその総会において選任された議事録署名人２名以上の署名押印をしなければならない。

（役員会）
第１４条　役員会は、役員及び部会長をもって構成する。
２　次の事項を所掌する。
(1)総会及び運営委員会に付議する事項

(2)会議で議決された会全体に係る事項の執行
(3)総会、運営委員会及び部会の調整に関する事項
(4)その他、総会及び運営委員会の決定を要しない会議の執行に関すること

（運営委員会）
第１５条　運営委員会は、委員及び準委員をもって構成する。
２　運営委員会は、次の事項を決定する。
(1)総会及び役員会に付議する事項
(2)総会及び役員会において議決された事項に関する執行
(3)鶴嶺東コミュニティセンター及び子どもの家さんぽみちの管理運営における重要事項の決定に関すること
(4)委員の入会、退会、推薦及び公募に関すること
(5)部会の設置、協議、連絡、調整及び課題解決に関すること
(6)鶴嶺東地区の市民からの意見集約並びに周知方法に関すること
(7)その他、目的達成に必要な事項に関すること

（部会）
第１６条　部会は、部会員をもって構成する。
２　部会に、部会長及び副部会長を置く。
３　部会長及び副部会長は、その部会において部会員の中から互選により選出する。
４　部会は、部会長または会長が必要と認めた時に開催できる。
５　部会の議長は、部会長が就く。
６　部会は、所掌する事項について調査及び審議し、運営委員会に報告する。
７　部会名及び所掌する事項は、別に定める。

（鶴嶺東コミュニティセンター及び子どもの家さんぽみちの管理運営）
第１７条　鶴嶺東コミュニティセンター及び子どもの家さんぽみちの管理運営は、本会の中に設ける鶴嶺東コミュニティセンター管理運営委員会が行う。
２　鶴嶺東コミュニティセンター管理運営委員会の所掌する事項は別に定める。

（事務局）
第１８条　本会の事務を処理するため事務局を置き、次の事項を行う。
(1)会議への出席
(2)会議の開催通知書の作成及び送付
(3)会議の資料の作成
(4)会議録及び議事録の作成
(5)会計事務に伴う資料の作成
(6)茅ヶ崎市や関係団体との連絡
(7)本会に寄せられた意見等のとりまとめ

（事業及び会計年度）
第１９条　本会の事業及び会計年度は、毎年４月１日より翌年３月３１日とする。

（経費）
第２０条　本会の経費は、補助金及びその他の収入をもってあてる。

（住民等からの意見等の取り扱い）
第２１条　会議で出された意見等の他、鶴嶺東地区の市民及び各種団体から寄せられた意見等は、事務局が取りまとめ、運営委員会に報告する。

（必要事項）
第２２条　その他、本会の運営について必要な事項は別に定める。

附　則
（施行期日）
１　この規約は平成２７年９月５日から施行する。
（任期の特例）
２　第５条第２項及び第８条第１項に規定する任期は、この規約施行後の最初の任期に限り、平成２８年度総会までとする。

附　則
この規約は、平成２８年５月２１日から施行する。

附　則
この規約は、鶴嶺東コミュニティセンター管理運営委員会の組織組み入れに伴い、令和２年８月１９日の臨時総会の議決に基づき、令和３年４月１日から施行する。

令和3年度　鶴嶺東地区まちぢから協議会　運営委員名簿

No.	規約該当委員	氏　名	所属団体	役職
1	(1)鶴嶺東地区自治会連合会の自治会長	森谷 義明	円蔵自治会	会長
2	(1)鶴嶺東地区自治会連合会の自治会長	赤羽根 昭夫	矢畑自治会	監事
3	(1)鶴嶺東地区自治会連合会の自治会長	三堀 高徳	西久保自治会	
4	(1)鶴嶺東地区自治会連合会の自治会長	尾坂 清	浜之郷自治会	副会長
5	(1)鶴嶺東地区自治会連合会の自治会長	内藤 一夫	下町屋自治会	
6	(1)鶴嶺東地区自治会連合会の自治会長	吉原 弘子	TBS自治会	会計
7	(1)鶴嶺東地区自治会連合会の自治会長	坪井 誠	サニータウン自治会	
8	(1)鶴嶺東地区自治会連合会の自治会長	西江園 裕子	ホームタウン自治会	書記
9	(1)鶴嶺東地区自治会連合会の自治会長	吉原 雄	アイランズ自治会	
10	(2)鶴嶺東地区社会福祉協議会の代表	野村 幸江	鶴嶺東地区社会福祉協議会	監事
11	(3)鶴嶺東コミュニティセンター管理運営委員会の代表	岩壁 榮	鶴嶺東コミュニティーセンター管理運営委員会	副会長
12	(4)鶴嶺東地区民生委員児童委員協議会の代表	木下 操	鶴嶺東地区民生委員児童委員協議会	
13	(5)鶴嶺小学校区青少年育成推進協議会の代表	山上 壽子	鶴嶺小学校区青少年育成推進協議会	
14	(6)円蔵小学校区青少年育成推進協議会の代表	吉本 秀文	円蔵小学校区青少年育成推進協議会	
15	(7)浜之郷小学校区青少年育成推進協議会の代表	土屋 豊	浜之郷小学校区青少年育成推進協議会	
16	(8)鶴嶺地区体育振興会の事務局長	川城 保幸	鶴嶺地区体育振興会	
17	(9)地区老人会の代表	下江 晴治	円蔵第三老盛会	
18	(10)地区婦人会の代表	内藤 ふさ子	浜之郷婦人会	
19	(11)地区子ども会の代表	内藤 聡美	はしぐい子ども会	
20	(12)鶴嶺小学校保護者と先生の会の代表	岡本 三奈	鶴嶺小学校保護者と先生の会	
21	(13)鶴嶺中学校保護者と教職員の会の代表	山上 由香	鶴嶺中学校保護者と教職員の会	
22	(14)円童豆の会の代表	荒井 綾	円童豆の会	
23	(15)円蔵中学校保護者会の代表	検見崎 菜花	円蔵中学校保護者会	
24	(16)環境に関する地域団体の代表	郡山 勝美	環境指導員	
25	(17)鶴嶺東コミュニティセンター管理運営委員会の推薦者	松本 楯臣	鶴嶺東コミュニティセンター管理運営委員会	書記
26	(17)鶴嶺東コミュニティセンター管理運営委員会の推薦者	小倉 徹	鶴嶺東コミュニティセンター管理運営委員会	
27	(17)鶴嶺東コミュニティセンター管理運営委員会の推薦者	中村 洋子	鶴嶺東コミュニティセンター管理運営委員会	
28	(17)鶴嶺東コミュニティセンター管理運営委員会の推薦者	藤原 洋子	鶴嶺東コミュニティセンター管理運営委員会	
29	(17)鶴嶺東コミュニティセンター管理運営委員会の推薦者	添田 捷	鶴嶺東コミュニティセンター管理運営委員会	
30	(17)鶴嶺東コミュニティセンター管理運営委員会の推薦者	藤平 世津子	鶴嶺東コミュニティセンター管理運営委員会	
31	(17)鶴嶺東コミュニティセンター管理運営委員会の推薦者	小島 智佐子	鶴嶺東コミュニティセンター管理運営委員会	
32	(18)本会が推薦する者	本多 行昭	鶴嶺東地区社会福祉協議会	
33	(18)本会が推薦する者	八野 多加志	円蔵自治会副会長	
34	(18)本会が推薦する者	高橋　秀男	円蔵自治会副会長	
35	(18)本会が推薦する者	嵩 比呂志	ホームタウン自治会防災リーダー	
36	(19)公募により認められた者	中原 敏夫	公募委員	
37	(19)公募により認められた者	佐藤 聡平	公募委員	

前年度の活動報告書及び収支決算書

令和２年度　鶴嶺東地区まちぢから協議会事業報告

1　会議等の実施

（1）総会、運営委員会、役員会

実　施　日	会議の名称	主　な　内　容
令和２年 4 月 11 日(土)	役員会 （含む部会長）	**※緊急事態宣言発令中につき中止**
4 月 25 日(土)	総会	書面審査 内容：議案第１号　令和２年度事業計画 議案第２号　令和２年度収支計画 議案第３号　令和２年度役員選出
5 月 15 日(日)	全部会	**※緊急事態宣言発令中につき中止**
6 月 19 日(金)	役員会 （含む部会長）	(1)次期コミセン指定管理者選定とそれに伴う臨時総会開催について (2)臨時総会開催に向けた準備スケジュールの確認 (3)まちぢから協議会の組織体制の検討 (4)まちぢから協議会の事業についての検討
7 月 11 日(土)	運営委員会 （コミセンと合同）	(1)コミセン次期指定管理者についての説明会
7 月 17 日(金)	全部会	(1)役員紹介 (2)協議会の事業計画、組織について (3)コミセン次期指定管理者について (4)各部会会議
8 月 2 日(日)	市民集会	**※新型コロナウイルス感染防止のため中止**
8 月 19 日(水)	臨時総会 （コミセンと合同）	(1)コミセン次期指定管理者の移行に関する議案決議 (2)それに伴う規約・規程等の変更に関する議案決議
9 月 18 日(金)	役員会 （含む部会長）	(1)各部会役員紹介 (2)コミセン指定管理者移行に伴うコミセン規程の改定と今後の予定 (3)各部会報告 (4)事業計画の下半期対応について
10 月 16 日(金)	運営委員会 （コミセンと合同）	(1)コミセン要領・細則について (2)今年度下半期の事業計画の実施について
11 月 20 日(金)	全部会	(1)全部会共通事業「子どもの見守り」についての今後の取り組み方 (2)各部会会議
令和３年 1 月 15 日(金)	全部会 （緊急事態宣言発出の	(1)次年度全部会共通事業の検討と今年度の対応について (2)コミセン指定管理者の移行に伴う令和３年度の部会構

	ため部会長のみ出席）	成の検討
1 月 21 日(木)	臨時役員会	(1)次年度事業計画案の検討 (2)次年度の部会構成の検討
2 月 19 日(金)	拡大役員会 （含む部会長）	(1)行政からの連絡事項 (2)総会準備 (3)各部会の現状報告と展望
3 月 19 日(金)	運営委員会	(1)令和２年度事業報告・決算報告 (2)令和３年度事業計画・予算（案） (3)令和３年度役員・監事（案）

（２）防災減災部会

実 施 日	主 な 内 容
令和２年 7 月 17 日(金)	●自己紹介　●部会長・副部会長の選出 ●令和２年度の防災訓練中止の決定
11 月 20 日(金)	●自治会単位の防災活動の紹介と情報共有
令和３年１月 15 日(金)	**※緊急事態宣言発令のため中止**

（３）環境安全部会

実 施 日	主 な 内 容
令和２年 7 月 17 日(金)	●自己紹介　●部会長・副部会長の選出 ●今年度の活動目標（児童見守りを重点的に）
11 月 20 日(金)	●各自治会における児童見守りの自治会の取り組みの情報交換
令和３年１月 15 日(金)	**※緊急事態宣言発令のため中止**

（４）青少年育成部会

実 施 日	主 な 内 容
令和２年 7 月 17 日（金）	●部会長・副部会長の選出　●各団体の活動状況など情報交換
11 月 20 日(金)	●各団体の活動状況など情報交換
令和３年１月 15 日(金)	**※緊急事態宣言発令のため中止**

（５）高齢者活性部会

実 施 日	主 な 内 容
令和２年 7 月 17 日（金）	●自己紹介　●部会長・副部会長の選出 ●学童見守り　●交通安全教室などで交通安全の徹底
11 月 20 日(金)	●各地域での高齢者による社会活動についての情報交換
令和３年１月 15 日(金)	**※緊急事態宣言発令のため中止**

（６）地域福祉部会

実 施 日	主 な 内 容
令和２年 7 月 17 日（金）	●部会長・副部会長の選出

	●令和２年度の運営方針・目標について意見交換
7 月 29 日(水)	●地域支援体制整備事業の「地域での取り組みについて」学習会開催
9 月 3 日(木)	●地域支援体制整備事業の「となり近所で支え合うには」を部会として開 催
11 月 20 日(金)	●子どもの見守り活動への部会としての取り組みについて議論
令和３年１月 15 日(金)	**※緊急事態宣言発令のため中止**

（7）広報部会

実 施 日	主 な 内 容
リモートで随時実施	●スクラム年間発行予定日　●HP、役割分担、連絡体制 ●スクラム８号編集スケジュール　●記事内容と紙面割、作業分担 ●HP
同上	●運営委員会報告と活動テーマ　●HP 担当者会議報告 ●スクラム９号の編集スケジュール

2　事業の実施

（1）市民集会　　**※新型コロナウイルス感染防止により中止**

（2）広報紙の発行

概　要　鶴嶺東地区まちぢから協議会活動を、広報誌を通じ地域住民に周知しました。

実　施　スクラム第８号　（令和２年１１月　１日発行　　９，５００部印刷　　各戸配布）

スクラム第９号　（令和３年　３月１５日発行　　９，５００部印刷　　各戸配布）

（3）ホームページの管理運営

概　要　　茅ヶ崎市まちぢから協議会連絡会が運営するホームページ内に、鶴嶺東地区まちぢから協議会が所管する情報の充実に努め、管理運営を行いました。

令和２年度　鶴嶺東地区まちぢから協議会　決算報告

収入の部

項　目	予算額	決算額	内　訳
補助金	250,000	250,000	
運営等助成金	250,000	250,000	運営等助成金：250,000円
合　　計	250,000	250,000	

支出の部

項　目	予算額	決算額	内　訳
印刷製本費	90,000	73,570	広報紙（スクラム８号・９号）印刷
通信運搬費	5,000	24,924	切手代
消耗品費	70,000	73,186	事務用品、コピー代、インク代等
負担金	10,000	10,000	市まちぢから協議会連絡会負担金
研修費	20,000	13,320	市まちぢから協議会連絡会県外視察代
交際費	30,000	0	市まちぢから協議会連絡会懇親会参加費
事務作業費	20,000	30,000	会議資料作成、広報紙編集作業等
その他	5,000	0	
小計	250,000	225,000	
市への返還金	0	25,000	市への返還金（運営等助成金）：25,000円
合　　計	250,000	250,000	

当該年度の活動計画書及び収支予算書

鶴嶺東地区まちぢから協議会　令和３年度事業計画

１．運営委員会・役員会

（１）事業の実施に関する協議

各部会、各委員及び地域住民からの意見から、地域課題について話し合い、必要に応じて事業の実施を検討する。

（２）協議会活動の周知に関する協議

広報部会が企画する活動周知について、必要に応じて話し合う。

（３）各種団体や地域住民等の参画方法に関する協議

区域内の市民がより参画しやすい方法について話し合う。

（４）役員会に部会長の参加をもとめることで、会議全体の充実を図る。

２．部会

（１）防災減災部会

・合同防災訓練の実施。

・避難行動要支援者等災害時避難弱者の支援マップ作成（地域福祉部会との協働）。

・感震ブレーカー設置促進。

（２）環境安全部会

・ゴミ有料化問題への取り組み。

・北茅ヶ崎駅及び周辺道路環境の改善取り組みの進展見守り。

（３）地域福祉部会

・ミニディ子育てサロンの推進。

・学童の見守りパトロールの強化並びに通学路の安全確保に努める。

（４）青少年育成部会

・主に、青少年の健全育成について情報交換し、通学路の安全確保など子どもの安全確保を第一に活動する。

（５）高齢者活性部会

・主に、高齢者による地域活性化のために関係部会と連携し、交通事故から保育園児、学童等を守る安全対策並びに自転車安全運転講習会の強化に取り組む。

（６）広報部会

・広報紙の企画・発行及びホームページの管理運営を行う。

３．事業の実施

（１）鶴嶺東地区市民集会

集約した地域課題について、市と意見交換を行う。

（２）鶴嶺東地区防災訓練

避難所（学校）毎に、自治会合同訓練を行う。

（３）広報紙の発行

年に２回程度広報紙を発行し、各戸配布を行うとともに、鶴嶺東コミュニティセンターへの配架、ホームページへの掲載を行う。

（４）ホームページの管理運営

適宜、活動内容をホームページに掲載する。

（５）全部会共通事業（新設）

全部会共通事業として、当該地区の４つの小学校の児童を見守る「子どもを見守る活動」事業を実施する。また、本事業は、令和３年度に特定事業申請を行う予定であり、市の認定コミュニティ特定事業に認定されれば、特別会計を設置して予算執行し、事業を推進していく。

平成２８年に鶴嶺東地区まちぢから協議会が発足し、加入促進に対応するように６部会も設置された。しかし、この４年間の活動による目に見えた成果はなかった。特に、部会毎に成果を出すことが難しかったと考える。

そこで、全部会がそれぞれの立場から関与できるテーマとして「子どもの見守り」を設定し、行政も巻き込んで課題を解決していく。鶴嶺東地区には小学校が４校あり、学校ごとにも特色があると思われる。例えば鶴嶺小学校の場合は、PTA と推進協が中心となって通学路の点検、登下校時の見守りを実施している。しかし、他校がどのような取り組みを行っているかを共有できていない。こうしたことから、学校ごとの取り組みに調査、結果の共有を各部会が協力して行っていく。

また、特定事業に認定されれば、その財源を活用して見守り中の旗の購入・関係者への配布も併せて行っていくことにする。

参考：鶴嶺東地区小学校学区一覧

鶴嶺小学校

下町屋１丁目から３丁目、矢畑（梅田小学校通学区域を除く）、浜之郷（梅田小学校通学区域及び浜之郷小学校通学区域を除く）、浜之郷（344 番地から 1070 番地）

鶴が台小学校

鶴が台（6 街区から 17 街区）、高田 1 丁目（12 番から 15 番）、円蔵（1 番地から 69 番地・1291 番地から 1391 番地・1912 番地から 1936 番地・2016 番地・2017 番地・2022 番地から 2087 番地・2093 番地から 2101 番地・2127 番地から 2203 番地・2505 番地から 2507 番地・2511 番地（県道丸子中山茅ヶ崎線以東））、円蔵 2 丁目（11 番から 16 番）、香川（1 丁目 10 番のライトタウン茅ヶ崎）

円蔵小学校

円蔵 1 丁目・2 丁目（1 番から 10 番）、円蔵（浜之郷小学校及び鶴が台小学校通学区域を除く）、鶴が台（1 街区から 5 街区）、本村 5 丁目（3 番から 5 番・7 番から 10 番）、高田 5 丁目、茅ヶ崎（228 番地から 241 番地・501 番地から 536 番地）

浜之郷小学校

西久保（香川小学校通学区域を除く）、浜之郷（1 番地から 343 番地）、円蔵（県道丸子中山茅ヶ崎線及び梅田通り以西・2459 番地・2610 番地・2611 番地・2613 番地・2620 番地）萩園（今宿小学校通学区域を除く）

鶴嶺東地区まちぢから協議会　令和３年度スケジュール

月	日	曜日	内　　容	場所（鶴嶺東コミュニティセンター)	時　間
4	１０	土	役員会（含む部会長）	会議室 A	9:00~
	１０	土	総会	大会議室	14:30~
5	１４	金	全部会	大会議室、 会議室 A.B.C	13:00~
6	１８	金	役員会（含む部会長）	会議室 A	13:00~
7	１６	金	全部会	大会議室、 会議室 A.B.C	13:00~
9	１７	金	役員会（含む部会長）	会議室 A	13:00~
１０	１５	金	運営委員会	大会議室	13:00~
１１	１９	金	全部会	大会議室、 会議室 A.B.C	13:00~
1	１４	金	全部会	大会議室、 会議室 A.B.C	13:00~
2	１８	金	役員会（含む部会長）	会議室 A	13:00~
3	１８	金	運営委員会	大会議室	13:00~

※ 茅ヶ崎市まちぢから協議会連絡会（会長、副会長出席）は、毎月第二水曜日開催。
（5/12, 6/9, 7/14, 8/4, 9/8, 10/13, 11/10, 12/8, 1/12, 2/9, 3/9）

※ 鶴嶺東地区市民集会については、開催方法や内容を検討中。

※ 上記以外にも、会合・活動が予想されるので会長と連絡を密にする。
（開催日時・場所・会場予約・内容・開催通知・部会報告等）

令和３年度　鶴嶺東地区まちぢから協議会収支予算

収入の部

項　目		前年度決算額	予算額	内　訳
補助金		250,000	250,000	
	運営等助成金	250,000	250,000	運営等助成金：250,000円
	特定事業助成金	0	0	
合　　計		250,000	250,000	

支出の部

項　目		前年度決算額	予算額	内　訳
運営費	印刷製本費	73,570	87,000	広報紙（スクラム１０号・１１号）印刷
	通信運搬費	24,924	2,000	切手代
	消耗品費	73,186	60,000	事務用品、インク代等
	負担金	10,000	10,000	市まちぢから協議会連絡会負担金
	研修費	13,320	20,000	市まちぢから協議会連絡会県外視察代
	交際費	0	30,000	市まちぢから協議会連絡会懇親会参加費
	事務作業費	30,000	40,000	会議資料作成、広報紙編集作業等
	予備費	0	1,000	
小計		225,000	250,000	
特定事業費	事業費	0	0	特定事業助成金
小計		0	0	
市への返還金		25,000	0	
合　　計		250,000	250,000	

第8号｜発行日 令和2年11月1日

鶴嶺東まちぢから スクラム⑧

発行責任者：鶴嶺東まちぢから協議会 会長 森谷義明

鶴嶺東地区まちぢから協議会が鶴嶺東コミュニティセンターの次期指定管理者に!!

鶴嶺東コミュニティセンターの次期（令和3年度～令和7年度）指定管理者が、
コミュニティセンター管理運営委員会から鶴嶺東地区まちぢから協議会になる予定です*。

＊ 正式には、来年3月の市議会での議決により決定となります。

地域の「声」と「力」をあわせて

コミュニティセンターとは

市内には地域集会施設、いわゆるコミュニティセンターといわれる施設が11あります。コミュニティセンターは、地域の方が様々なコミュニティ活動やサークル活動を行う場で、交流を通じ地域課題への協議・実践が行われるなど、地域にとって重要な拠点となっています。

こうした施設特性から、コミュニティセンターには各地区の住民ニーズに適した施設運営が必要で、本市では地域住民で構成する組織によって、各地区のコミュニティセンターの施設運営が行われてきました。鶴嶺東コミュニティセンターも、平成17年のオープン当初から、鶴嶺東コミュニティセンター管理運営委員会管会という組織が運営を担ってきました。

まちぢから協議会とは

一方で、茅ヶ崎市では平成24年から新たな地域コミュニティ『まちぢから協議会』という制度をスタートさせています。これは新たな時代や、時代の流れと共に複雑・多様化してきた課題に対応し、地域特性を生かしたより良い地域社会を実現するため、地区の様々な団体や個人を集め、繋ぎ、地区の課題解決のための協議、活動を行う、地区の総合性を持った新たな住民組織の制度です。鶴嶺東地区でも平成27年に『鶴嶺東地区まちぢから協議会』が設立されました。

地域活動向上のために

茅ヶ崎市では、地域集会施設の運営に関し、地区の「ちから」をさらに向上させるため、この『まちぢから協議会』という枠組みを活用し、令和8年には、全ての地区でコミュニティセンターの指定管理者をまちぢから協議会に移行させる方針を定めました。

こういった流れから、鶴嶺東地区でもコミュニティセンターの指定管理者に関する協議を重ね、令和2年8月19日に「鶴嶺東地区まちぢから協議会」と「鶴嶺東コミュニティセンター管理運営委員会」の両組織が臨時合同総会を行い、次期より鶴嶺東コミュニティセンターの指定管理者を、鶴嶺東地区まちぢから協議会が担うことが決定されました。今後、指定管理に関する申請や選考、市議会による議決を経て、令和3年4月1日からは鶴嶺東コミュニティセンターの管理運営を、鶴嶺東地区まちぢから協議会がおこなっていく予定です。

日頃より鶴嶺東コミュニティセンターをご利用のみなさまには、指定管理者の変更後もご利用に際してご不便がないような運営体制を整え、地区の「ちから」をさらに向上させる拠点、地域の皆さまに愛される鶴嶺東コミュニティセンターを目指してまいります。引き続き鶴嶺東コミュニティセンターを、今後ともどうぞよろしくお願いします。

鶴嶺東地区まちぢから協議会　新組織図（案）

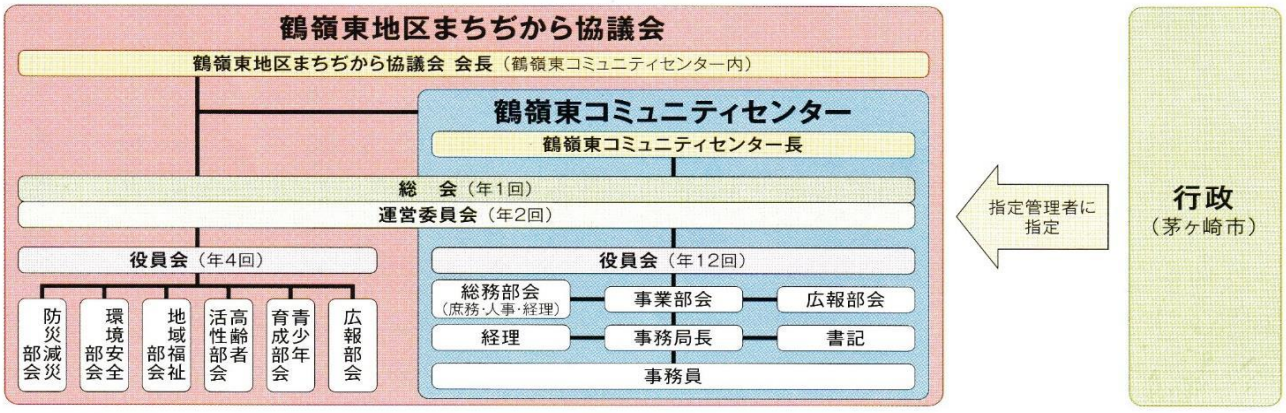

鶴嶺東まちぢからスクラム　第8号｜発行日 令和2年11月1日

新型コロナウイルス禍の中の災害時避難はどうすれば？

（市HP記事「感染症に配慮した災害発生時の避難」引用）

新型コロナ感染が疑われる場合は、事前に市役所（0467-82-1111）に相談ください

避難所への避難の前に、
まずは安全な場所にある親戚、知人宅への避難を考えよう

安全な場所にいる人まで避難所に行く必要はありません
自宅が安全なら自宅内で安全を確保しましょう

避難所に関する疑問をまとめました

Q いつ避難したら？

- 避難に時間を要する高齢者などは、警戒レベル3が発令されたとき
- 全員避難は、警戒レベル4が発令されたとき
- 警戒レベル5はすでに災害が発生している状況です。まだ避難できていない場合は、自宅の少しでも安全な場所に移動したり、すぐ近くの安全な建物に移動するなど、命を守るための最善の行動をとってください
- 状況により、いきなり警戒レベル4が発令されることもあります。気象庁の情報などで危険と判断したら自発的に避難しましょう

Q 避難所へ持っていくものは？

- 身の回り品、薬
- 飲み物や食べ物（おにぎりやパンなどそのまま食べられるもの）
- コロナ対応物品：マスク・消毒液・ビニール手袋・室内履きなどの衛生用品や体温計
- 感染予防のための小型テント

Q ペットの受け入れは？

- キャリーケース等に入れれば市の施設に限り可能です

（注）全避難所にてペット用ケージやフード等の備蓄はありません。避難所にペットと同行避難する際にはどの避難所においても、ケージやフード等については飼い主の方が用意し持ち込む必要があります。

Q 避難所からの帰宅のタイミングは？

- 避難所運営職員（市職員）の指示をあおいでください

Q 避難所内での感染予防はどうなっている？

1. 受付時の健康チェック
   健康チェックシートへの記入、検温
2. 避難スペースの確保
   ・できる限り多くの避難所開設
   ・新型コロナ感染疑いのある人用の避難所を別途開設
   ・避難者間はできる限り間隔をあける
3. 避難所内のレイアウト（ゾーニング）
   ・体調不良者と一般避難者は部屋を別にする
   ・トイレ、手洗い場、廊下などの動線もできる限り別にする
4. 衛生環境の確保
   ・定期的な換気と消毒、清掃

その他の避難情報について、詳しくは茅ヶ崎市ホームページをご覧ください。

Q 開設される避難所はどこ？

- 災害の規模を考慮して小中学校を対象に開設されます。市発表の最新情報を確認してください。

Q 避難所への車両の乗り入れは？

- 原則としてできません。ただし、要配慮者の送迎のための乗り入れは可能です

地域の子どもたちを守ろう!!

「鶴嶺学区の子どもを守る会」の活動について

「鶴嶺学区の子どもを守る会」は、平成18年に会を立ち上げ、学区における子どもたちの登下校の安全確保と声掛け（挨拶）などを通し交流を深めながら地域全体で見守ることを目標に活動を行っています。

学校がある日すべてを自治会、小学校PTA、中学校PTA、推進協の4団体で週ごとに見守りを行っていますが、それとは関係なく毎朝要所における定点での見守りをしてこの活動の『顔』となってくださっている方々もいらっしゃいます。今年はコロナ禍で休校が続き、再開された日には、保護者に連れられて不安げに登校する1年生、ようやく友達に会えるうれしさを隠し切れない子など様々な姿が見受けられました。元気いっぱいの子どもたちに、見守る大人たちも元気をもらって活動の励みとなっています。

来年で15年となるこの活動も、地域で協力してくださる方々あってのことで、皆さんには感謝の気持ちでいっぱいです。「地域で育てよう子どもたち」をスローガンにこれからもこの活動にご理解とご協力をよろしくお願いします。

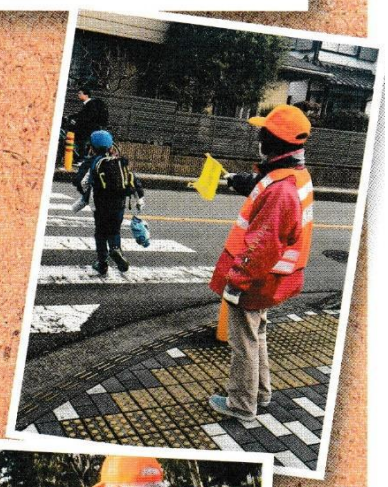

編集後記

新型コロナウイルス禍のため、まちじからぢから協議会の活動は7月まで全く出来ず、また下期の防災訓練等、賀詞交歓会も中止となっていますし、各部会の活動も制約を受けています。少しでも早く終息して欲しいものです。

鶴峰東地区まちぢから協議会 広報部会
松本楯臣
大澤　純
仲原順子

最新情報はホームページから

鶴嶺東地区まちぢから協議会の最新情報をご覧いただけます

茅ヶ崎市まちぢから協議会連絡会

▶トップページで鶴嶺東地区をクリック!

第9号｜発行日 令和3年3月15日

鶴嶺東まちぢから スクラム⑨

発行責任者：鶴嶺東まちぢから協議会 会長 森谷義明

コロナ禍での各部会の活動報告

令和2年度の鶴嶺東まちぢから協議会の活動は、新型コロナウイルス禍により7月中旬まで活動を休止し、その後も感染防止に配慮しながらの制約された活動となり、残念ながら満足のいく成果をあげられませんでした。各部会の活動について以下ご報告いたします。なお、令和3年度は各部会の共通テーマとして「子どもの見守り」を取り上げる予定です。

防災減災部会

部会長　尾坂 清

「自助・共助の前に近助」をスローガンとしました。

今年度は救命講習会を9月26日、5年ぶりに合同防災訓練を11月15日に予定しておりましたが、コロナ禍のため中止としました。

第1回部会（7月17日）

○自己紹介、部会長の選出。

○各自治会の自主防災についての情報交換。

第2回部会（11月20日）

○自治会単位（TBS・浜之郷・ホームタウン）防災活動についての資料配布。

第3回部会（1月15日 中止）

今後の課題として、自治会によっては3~4か所に避難所が分散するため、安否確認表（要配慮者）を各自治会ごとに見直し、防災リーダー・配備職員等避難所ごとに連絡網を作成し、より具体的かつ実践に即したものになるようにしていく予定です。

環境安全部会

部会長　小室 富雄

第1回部会

○自己紹介、部会長の選出

参加者が少ない中で児童の見守りとごみ問題について意見が出されました。今年度は児童の見守りを重点に部会で話し合うことにしました。

第2回部会

○第1回の話し合いを受け、子どもの見守りを各自治会でどう取り組んでいるか情報交換をしながら話し合いを進めました。浜之郷自治会では子どもの見守りの年間予定表を作成し、担当場所を決め見守りメンバーで毎週児童の見守りを実施しています。円蔵自治会では子どもの見守りを老盛会が毎週月曜日と金曜日に下校時刻に合わせ見守り、推進協では毎週水曜日に円蔵小学区の4か所で見守りを実施しています。

今後は、見守り活動を更に広げて多くの方々からの協力を得ながら児童が安心して登下校できるよう活動していきたいと思います。

青少年育成部会

部会長　吉本 秀文

コロナ禍の中、子供会の活動が制限され実質的な活動が出来なかった。

第1回部会

○自己紹介、部会長、副部会長の選出

○情報交換

第2回部会

○情報交換

高齢者活性部会

部会長　下江 晴治

「地域共生社会に向けて、私たちの地域を支え合おう」

5つの支援 ①生活 ②通いの場 ③見守り ④健康づくり ⑤情報伝達

今後の活動については前年に引き続き児童を中心とした地域見守り活動に力を注いでいきたいと思います。

自治会・他部会の方々と共有・協調して各学校毎の特性を踏まえての活動に協力して地域の皆様から感謝されるような部会でありたいと思っています。

もうひとつは、各地域での神社公園等の清掃活動。部会での活動の中でお互いの健康づくり・仲間との会話・共同作業での絆づくりなど多方面に良い結果が出てくると思います。

「児童見守り」「地域清掃」は屋外での活動のため、コロナ禍でもマスク着用等対策を徹底すれば十分対応でき、仲間同士のコミュニケーションにも良い影響を与えると思いますので是非とも進めていきたいと思います。

地域福祉部会

部会長　木下 操

令和2年度地域福祉部会の活動は部会3回と部会でのテーマを模索する学習会を1回開催しました。

特に7月に実施した生活支援体制整備事業についての学習会では、地域福祉の内容がよくわかりました。すなわち地域の中で高齢者・障がい児者・子ども・子育て・生活困窮世帯などの課題を世代間の分断をなくし、みんなが繋がり、お互い様の関係づくりをしていくこと。また生活支援体制整備事業『ささえ愛♡ちがさき』とは、高齢者が住み慣れた地域で元気に自分らしく生活できることを目指し、そのために茅ヶ崎市では地域支え合い推進員を配置していることなどがよく理解でき、有意義な学習会になりました。

来年度の鶴嶺東まちぢから協議会全体の取り組みでは、子どもの見守りを各部会の共通テーマとして議論を進めていく方針なので、地域福祉部会としても積極的に参加していく予定です。

「サロンつるみね」が茅ケ崎市より表彰されました！

鶴嶺東地区社会福祉協議会 略して 地区社協

『地区社協』は鶴嶺東地区の子どもからお年寄りまで皆さまが安心して住み慣れたまちで暮らしていけることを目指し、主にコミュニティセンターで活動していきます。その『地区社協』が定期的に開催している地域住民オープン参加のイベントが「サロンつるみね」です。

昨年10月に、「サロンつるみね」が「多年にわたり地域のサロン活動を継続して、地域福祉の推進に貢献した」ことにより茅ケ崎市より表彰されました。

この表彰はひとえに地区社協に関わって来られた方、民生委員、地区ボランティア、食事班、コミュニティセンターの皆様のおかげです。また、ご参加いただいた大勢の方々と楽しい時間を過ごしてこられて大変うれしく感謝申し上げます。

＊　＊　＊

このほかにも地区社協では、1月19日には、各自治会が開催しているミニデイ・サロンの情報交換会を開きました。また、「住み慣れたまちの地域福祉を考える地区懇談会」をまちぢから協議会・民生委員児童委員協議会と共催しています。

これからも『地区社協』の活動にご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

「サロンつるみね」は鶴嶺東地区内にお住まいの方ならどなたでもご参加いただけます。ご興味のある方は是非ご参加ください。
開催スケジュールは鶴嶺東地区まちぢから協議会ホームページ内「鶴嶺東地区社会福祉協議会」コーナーでご確認いただけます。

最新情報はホームページから

鶴嶺東地区まちぢから協議会の最新情報をご覧いただけます

茅ヶ崎市まちぢから協議会連絡会

▶トップページで鶴嶺東地区をクリック!

編集後記

普通に暮らせることが如何に幸せかということを感じさせられた今年度でした。令和3年度はワクチン接種が進み、まちぢから協議会活動が早く正常に戻ることを願っています

鶴峰東地区まちぢから協議会広報部会
松本楯臣
大澤　純
仲原順子